

第2章 情報収集・分析

基本理念と目標

感染拡大防止を目的としつつ、状況に応じて県民生活及び県内経済との両立を見据えた政策上の意思決定に資するよう、体系的かつ包括的に情報収集・分析及びリスク評価を行うことが重要である。

そのため、新型インフルエンザ等の発生前から、効率的な情報の収集・分析や提供の体制を整備するとともに、定期的な情報収集・分析や有事に備えた情報の整理・把握手段の確保を行う。新型インフルエンザ等の発生時には、感染症や医療の状況等の情報収集・分析及びリスク評価を実施するとともに、県民生活及び県内経済に関する情報等を収集し、リスク評価を踏まえた判断に際し考慮することで、感染症対策と社会経済活動の両立を見据えた対策の判断につなげられるようにする。

第1節 準備期

（1）目的

感染症危機管理において、新型インフルエンザ等による公衆衛生上のリスクの把握や評価、感染症予防や平時の準備、新型インフルエンザ等の発生の早期探知、発生後の対応等の新型インフルエンザ等対策の決定を行う上では、情報収集・分析が重要な基礎となる。

情報収集・分析では、新型インフルエンザ等対策の決定に寄与するため、感染症インテリジェンスの取組として、利用可能なあらゆる情報源から体系的かつ包括的に感染症に関する情報を収集・分析し、リスク評価を行い、政策上の意思決定及び実務上の判断に資する情報を提供する。

情報収集・分析の対象となる情報としては、国内外の感染症の発生状況や対応状況、感染症サーベイランス等から得られた国内の疫学情報、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、臨床像に関する情報等のほか、医療提供体制や人流、国民生活及び国民経済に関する情報、社会的影響等を含む感染症流行のリスクに関する情報が挙げられる。

平時には、定期的に行う情報収集・分析に加えて、情報内容の整理や把握手段の確保を行う等、有事に向けた準備を行う。

なお、感染症サーベイランス等については、次章「サーベイランス」で具体的に記載する。

（2）所要の対応

1-1. 実施体制【健康福祉部、産業経済部】

- ① 県等は、有事に備え、リスク評価を行うために、国から共有される情報収集・分析の結果に加え、利用可能なあらゆる情報源からの体系的かつ包括的な感染症に関する情報及び積極的疫学調査や臨床研究に資する情報の収集について、平時から体制を整備する。

第3部第2章 情報収集・分析（準備期）

- ② 県等は、県民生活及び県内経済に関する情報や社会的影響等の収集・分析に備え、収集すべき情報の整理や収集・分析方法の研究を行う等、平時から準備を行う。

1-2. 平時に行う情報収集・分析【健康福祉部】

県等は、効率的に国内外の情報収集・分析及びリスク評価を行い、これらを活用し、政策上の意思決定及び実務上の判断を行う。また、県等は、情報収集・分析に当たっては、平時から、国、他の地方公共団体、医療関係団体、医療機関及び大学等の研究機関等との人的・組織的ネットワークを活用する。

1-3. 訓練【健康福祉部】

県等は、国やJ I H S、衛生環境研究所等と連携し、新型インフルエンザ等の発生を想定した訓練等を通じて、情報収集・分析の実施体制の運用状況等の確認を行う。

1-4. 人員の確保【健康福祉部、総務部】

県等は、情報収集・分析の円滑な実施のため、関係機関と連携し、平時において、多様な背景の専門性（公衆衛生や疫学、データサイエンス⁷⁶等）を有する感染症専門人材の育成や人員確保、活用、有事に向けた訓練等を行うとともに、有事に必要な人員規模と専門性を確認し、配員調整等を行う。

1-5. D Xの推進【健康福祉部、知事戦略部】

県は、平時から迅速に情報収集・分析を行うため、国と連携し、情報入力 of 自動化・省力化や情報の一元化、データベース連携等のD Xを推進する。

1-6. 情報漏えい等への対策【健康福祉部、知事戦略部、生活こども部】

県及び衛生環境研究所等は、県内外の感染症サーベイランス等から得られた公表前の県内の疫学情報、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）の機微情報の漏えい等への対策のため、情報セキュリティの強化や事案が発生した場合の対応手順について整理する。整理に当たっては、情報連携等を行っている関係機関等とも対応手順を調整するよう留意する。

⁷⁶ 例えば、感染動向に関するシミュレーション作成に関連する分野等が考えられる。

第2節 初動期

（1）目的

初動期には、新たな感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）に関する情報の収集・分析及びリスク評価を迅速に行う必要がある。

国は、感染症インテリジェンス体制の強化により早期に探知された新たな感染症に関する情報の確認や初期段階でのリスク評価を速やかに行い、感染症危機管理上の意思決定等に資する情報収集・分析を行う。

県等は国の情報収集・分析及びリスク評価を踏まえ、速やかに有事の体制に移行することを判断するとともに、必要な準備を行う。

（2）所要の対応

2-1. 実施体制【健康福祉部】

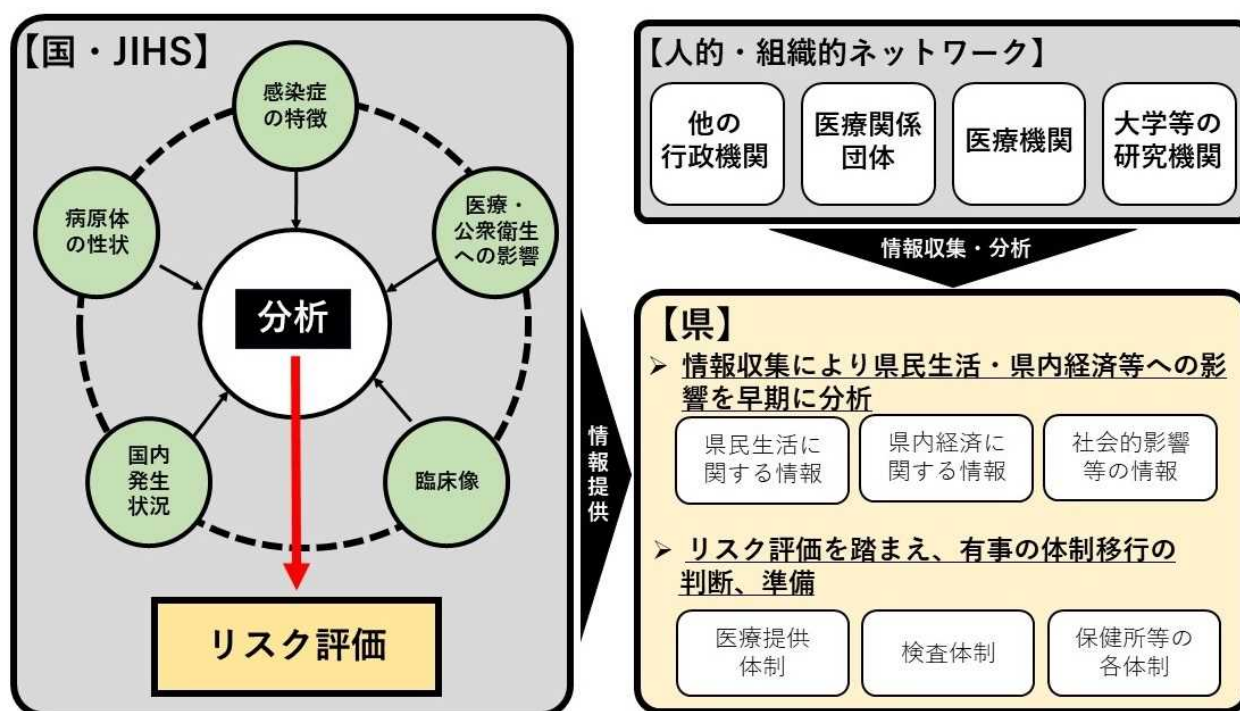
国は、JIHSと連携し、新型インフルエンザ等が発生した場合は、速やかに感染症インテリジェンス体制を強化し、当該感染症に関する情報収集・分析及びリスク評価の体制を確立する。

2-2. リスク評価

2-2-1. 情報収集・分析に基づくリスク評価【健康福祉部、知事戦略部、産業経済部】

- ① 国及びJIHSは、新たな感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、国内での発生状況、臨床像に関する情報、公衆衛生・医療等への影響について分析し、包括的なリスク評価を行う。リスク評価に当たっては、研究機関、検疫所等からの情報、学術論文等の情報、現地での調査による情報、医療提供体制や人流等の感染症のリスクに関する情報等のほか、感染動向に関する様々なシミュレーションの結果等の情報収集・分析に基づき、リスク評価を実施する。
- ② 県等は、国によるリスク評価等を踏まえて医療提供体制、検査体制、保健所等の各体制について、速やかに有事の体制に移行することを判断するとともに、必要な準備を行う。
- ③ 県は、県民生活及び県内経済に関する情報や社会的影響等についても情報収集を行い、感染症危機が県民生活及び県内経済等に及ぼす影響を早期に分析することを目指す。

【図12 リスク評価】



2-2-2. リスク評価体制の強化【健康福祉部】

- ① 県等は、国及びJ I H Sにおける、必要な情報を効率的かつ効果的に収集・分析を行うための感染症インテリジェンス体制の強化及び継続的なリスク評価の実施に協力する。
- ② 県は、有事の際に、感染症インテリジェンスに資する情報を効率的に集約できるよう、準備期に構築した国、他の地方公共団体、医療関係団体、医療機関、大学等の研究機関等との人的・組織的ネットワークを最大限に活用し、迅速かつ継続的に情報収集・分析を行う。
- ③ 県は、情報収集・分析の方法について、県民等に分かりやすく情報を提供・共有する。

2-2-3. リスク評価に基づく感染症対策の判断及び実施【健康福祉部】

県等は、国及びJ I H Sと連携し、リスク評価に基づき、感染症対策を迅速に判断し、実施する。

2-3. 情報収集・分析から得られた情報や対策の共有【健康福祉部】

県は、新たな感染症が発生した場合は、国及びJ I H S等からの情報収集・分析から得られた情報や対策について、県民等に迅速に提供・共有する。

第3節 対応期

（1）目的

国は強化された感染症インテリジェンス体制により、感染拡大の防止を目的に、新型インフルエンザ等に関する情報収集・分析及びリスク評価を行い、新型インフルエンザ等対策の決定等に資する情報収集・分析を行う。

県は国の情報収集・分析及びリスク評価を踏まえ、県による情報収集・分析によるリスク評価を行う。

また、新型インフルエンザ等の発生状況に応じ、感染拡大防止と県民生活及び県内経済との両立を見据えた対策の柔軟かつ機動的な切替え等、リスク評価の情報を継続的に施策に反映する。

特に、対応期には、まん延防止等重点措置や緊急事態措置の実施等の判断を要する可能性があることから、医療提供体制や人流等の感染症のリスクに関する情報、県民生活及び県内経済に関する情報や社会的影響等については情報収集・分析を強化する。

（2）所要の対応

3-1. 実施体制【健康福祉部】

国は、JIHSと連携し、新型インフルエンザ等に関する速やかな情報収集・分析及びリスク評価を実施できるよう、感染症インテリジェンス体制を強化する。

また、感染症危機の経過や状況の変化、これらを踏まえた政策上の意思決定及び実務上の判断の必要性に応じ、情報収集・分析の方法や実施体制を柔軟に見直す。

3-2. リスク評価

3-2-1. 情報収集・分析に基づくリスク評価【健康福祉部、総務部、産業経済部】

① 国、J I H S 及び県等は、新型インフルエンザ等の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、国内での発生状況、臨床像に関する情報について分析し、包括的なリスク評価を行う。県等によるリスク評価に当たっては、国やJ I H S 等からの情報や、準備期に構築した他の地方公共団体、医療関係団体、医療機関及び大学等の研究機関等との人的・組織的ネットワークを最大限に活用して得た情報、衛生環境研究所等からの報告、積極的疫学調査等により得られた結果等の情報収集・分析等に基づき、リスク評価を実施する。

この際、感染症危機の経過や状況の変化、これらを踏まえた政策上の意思決定及び実務上の判断の必要性に応じた包括的なリスク評価を実施する。

② 県等は、リスク評価に基づく感染症対策の判断に当たっては、県民生活及び県内経済に関する情報や社会的影響等についても、必要な情報を収集し、考慮する。

3-2-2. リスク評価に基づく情報収集・分析手法の検討及び実施【健康福祉部、総務部、産業経済部】

- ① 県等は、リスク評価に基づいた、国及びJ I H Sにおける感染症インテリジェンス体制の強化に協力する。
- ② 県は、特に県内における感染が拡大した際に、まん延防止等重点措置や緊急事態措置が適用される場合に備え、県民生活及び県内経済に関する分析を強化し、感染症危機が県民生活及び県内経済等に及ぼす影響を把握する。
- ③ 県等は、国が示す方針等も踏まえながら、県内の感染状況に応じて積極的疫学調査等の対象範囲や調査項目を見直す。
- ④ 県は、まん延防止等重点措置や緊急事態措置の実施等に関する分析結果について、国及びJ I H Sから提供される情報を踏まえ、県民等に分かりやすく情報を提供・共有する。

3-2-3. リスク評価に基づく感染症対策の判断及び実施【健康福祉部】

県等は、国及びJ I H Sと連携し、リスク評価に基づき、感染症対策を迅速に判断し、実施する。また、流行状況やリスク評価に基づき、柔軟かつ機動的に感染症対策を見直し、切り替える。

3-3. 情報収集・分析から得られた情報や対策の共有【健康福祉部】

県は、国及びJ I H S等から提供される国内外からの情報収集・分析から得られた情報や対策について、県民等に迅速に提供・共有する。